

保護預り規定（封緘預り）

1.（保管物の範囲）

- (1) この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります。
- (3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。

2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに利用主または当行からの解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3.（使用料）

- (1) この保護預りの使用料（消費税を含む）は、当行が定めた料金の1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、利用主が指定した預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合、第1項のすでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4.（保護預り品の受渡し等）

保護預り品（封緘物）の受渡しを請求するときは、利用主または利用主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」という）が当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印して保護預り証書（以下「証書」という）とともに提出してください。

5.（届出事項の変更等）

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

証書、または印章を失った場合の保護預り品の受渡しまたは証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

証書、開閉票、諸届その他の封緘預り取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡しその他の取扱をしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡しの申し出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、棄損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 利用主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預りは、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一つにでも該当する場合は、当行はこの保護預りの利用申込をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、利用主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ提出し、保護預り品を引取ってください。なお、証書、または印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 利用主が使用料を支払わないとき
 - ② 利用主について相続の開始があったとき
 - ③ 利用主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当

行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 利用主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、利用主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または利用主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで保護預り品を引き取ってください。
- ① 利用主が保護預り利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 利用主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 利用主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項による保護預り品の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を引取りの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項または第3項による保護預り品の引取り手続きが3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ、保護預り品の内容物を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は利用主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他利用主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

1 2. (保護預り品の一時引き取り等)

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は利用主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

1 3. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。

1 4. (譲渡、質入れ等の禁止)

この契約による利用主の権利および証書は譲渡または質入れすることはできません。

1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2024年12月 現在